

堺市監査委員公表第28号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月27日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市金岡公園体育館、堺市金岡公園陸上競技場、堺市金岡公園野球場、堺市金岡公園テニスコート)	
監査実施期間	令和3年11月1日 ~ 令和4年3月30日	
措置を講じた部局等	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者：堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループ	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 指定管理者が基本協定書に基づき作成した事業報告書の収支状況に、以下のものがあった。</p> <p>ア 算出方法の誤りなどにより指定管理業務及び自主事業のそれぞれの人件費に誤りがあった。</p> <p>イ 指定管理業務の費用には、指定管理者の法人本部費用の配賦額が計上されている。しかし、当該法人本部費用に賞与引当金の計上漏れなどがあり、結果として配賦額に誤りがあった。</p>	<p>ア、イともに計算過程での認識誤りや計上漏れに起因するものであり、また、チェック体制も不十分であったことから誤りが生じたものです。</p> <p>事業報告書における御指摘の誤りについては、速やかに修正を行い、令和4年1月13日付で堺市に修正報告書を提出しました。</p> <p>今後は、担当者から、他の係職員や経理担当職員に、計算過程等を十分に説明し、誤りがないか相互確認することで、再発を防止します。</p> <p>今回の御指摘を受け、人件費のほか各種経理業務について、複数人でデータをチェックするなどの確認を行うよう指導するとともに、速やかに事業報告書の収支について修正を求め、令和4年1月14日付で受理しました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>
4 管理運営について		

